

# 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会職員の職の設置に関する規程

例規番号 0302

平成 29 年 3 月 28 日制定

改正

令和 4 年 3 月 18 日

令和 6 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、本会就業規則第 2 条に規定する全ての職員をいう。

(職員の職)

第 3 条 職員の職及びその職務内容は、次の表のとおりとする。

職 名	職 務 内 容
事務局長	会長の命を受け、所掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
施設長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長	上司の命を受け、係員を指導し、係の事務をつかさどる。
主任	上司の命を受け、係長を補佐し、事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主事補、事務員	上司の命を受け、事務に従事する。
介護支援専門員 介護員 看護員 生活相談員 機能訓練指導員 管理栄養士、栄養士 宿直員 社会福祉士	上司の命を受け、技術をつかさどる。

2 介護員は、介護業務に従事する者で、介護福祉士、介護職員初任者研修（ヘルパー 2 級）の資格を有する者を含む。

3 看護員は、看護師又は准看護師の資格を有し、看護業務に従事する者をいう。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。